

不動産を公売します！

番号	不2-01	物件	土地	所在地番	日高町東河内字角田 785番1		
	地目			田	農用地	区域内	
	地積			876㎡			
	権利			無			
	見積価額(最低入札価格)						
	400,000円						
	公売保証金						
	40,000円						
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。 1枚田の一部分です。						

番号	不2-02	物件	土地	所在地番	出石町袴狭字川入 1535番		
				地目	田	農用地	区域内
				地積	3,118㎡		
				権利	使用賃借権設定有り		
				見積価額(最低入札価格)			
				2,000,000円			
				公売保証金			
				200,000円			
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。						

番号	不2-03	物件	土地	所在地番	出石町袴狭字川入 1551番		
				地目	田	農用地	区域内
				地積	1,018㎡		
				権利	使用賃借権設定有り		
				見積価額(最低入札価格)			
				576,000円			
				公売保証金			
				58,000円			
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。 1枚田の一部分です。						

番号	不2-04	物件	土地	所在地番	出石町室見台字中新田145番		
				地目	田	農用地	区域内
				地積	1,476㎡		
				権利	使用賃借権設定有り		
				見積価額(最低入札価格)			
				880,000円			
				公売保証金			
				88,000円			
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。 1枚田の一部分です。						

番号	不2-05	物件	土地	所在地番	引野字桑外393番5		
				地目	田	農用地	区域内
				地積	350㎡		
				権利	無		
				見積価額(最低入札価格)			
				310,000円			
				公売保証金			
				31,000円			
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。						

番号	不2-06	物件	土地	所在地番	百合地字扇町513番		
	地目	畑	農用地	区域内			
	地積	483㎡					
	権利	無					
	見積価額(最低入札価格)						
	310,000円						
	公売保証金						
	31,000円						
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。						

番号	不2-07	物件	土地	所在地番	日高町鶴岡字土隈487番		
				地目	田	農用地	—
				地積	459㎡		
				権利	無		
				見積価額(最低入札価格)			
				315,000円			
				公売保証金			
				32,000円			
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。						

番号	不2-08	物件	土地	所在地番	出石町水上字の場 229番		
				地目	田	農用地	区域内
				地積	1,389㎡		
				権利	使用賃借権設定有り		
				見積価額(最低入札価格)			
				700,000円			
				公売保証金			
				70,000円			
備考	農業委員会発行の買受適格証明が必要です。						

番号	不2-09	物件	土地	所在地番	塩津町193番5		
				地目	宅地	農用地	—
				地積	40.51㎡		
				権利	無		
				見積価額(最低入札価格)			
				280,000円			
				公売保証金			
				28,000円			
備考	上水道引込み済み、下水道は引込みされていません。						

番号	不2-10	物件	土地	所在地番	日高町大岡字西野々 60番158	
	地目	山林	農用地	ー		
	地積	244㎡				
	権利	無				
	見積価額(最低入札価格)					
	13,000円					
	公売保証金					
	2,000円					
備考	雑木林となっています。 別荘用地として開発された土地です。 上下水道共に引込みはされていません。					

公 売 の ご あ ん な い

■公売期日 12月9日(水)

■受付時間 午前10時～11時

■入札会場 本庁舎 6階 会議室6-1、6-2

■持 ち 物 身分証明書、印鑑、公売保証金、農業委員会発行の買受適格証明(必要な物件のみ)

<その他>

- ①地積は公簿上に記載された面積であり、実測と異なる場合があります。
- ②各物件の中で、公売が中止になる場合があります。
- ③耕作中の農地については、今年の収穫物は耕作者または前所有者に帰属します。
- ④写真の境界線は大まかな位置を示したものです。隣地との境界確定、使用者または占有者等に対する明渡し要求などについては、買受人が行うことになります。
- ⑤物件によっては、土地改良区への負担金や入区料などが発生する場合があります。
- ⑥公売物件は豊岡市の所有財産ではありませんので、立ち入ることはできません。
- ⑦豊岡市は物件の瑕疵担保責任を負いません。
- ⑧公売保証金は、落札できなかった場合には返還します。
- ⑨所有権移転の際、登録免許税の納付が必要です。また、不動産取得税が課税される場合があります。
- ⑩代金納付期日は12月16日(水)です。代金納付期日は場合によっては延期することがあります。

その他、詳細は、問い合わせてください。

《問合せ》税務課 ☎23-1118